

令和 5 年度定期監査結果報告

監査基準（令和 2 年監査告示第 2 号）に準拠して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、下記のとおり提出します。

記

第 1 監査の対象

1 対象事務

令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）事務事業

2 対象課

総務課及び環境技術課

第 2 監査の主な実施内容及び着眼点

監査対象課における財務に関する事務（収入事務・支出事務・契約事務・財産管理事務等）が、法令等に従い適正に執行されていることを確認し、地方自治法第 2 条第 14 項から第 16 項までの趣旨にのっとり、監査基準に基づき策定した令和 5 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合定期監査実施計画に定める監査の着眼点について、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

第 3 監査の実施期間

令和 5 年 8 月 28 日から令和 5 年 11 月 22 日まで

第 4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、対象課別の指摘事項については次のとおりである。

< 総務課 >

- 1 契約書に示されている手続きや書類の提出がなされていないものが複数見受けられた。

- ① ウイルス対策ソフト導入調整作業業務委託契約外 2 件の契約について、契約書に示されている契約の保証がなされていない。
 - ② ホームページ更新業務委託契約について、契約書に「業務の完了について報告書を提出し検査を受けなければならない」と示されているが、完了報告書を徴取していない。
- 2 就業管理システム保守サービスを委託料で支払っているが、このサービスは入会することで、会員向けの問合せ専用ダイヤルの利用や、機能強化や法令対応などのためのバージョンアップを適宜無料で提供されるなどのサービスを受けることができるものである。費目としては、委託料ではなく役務費手数料が適切である。

< 環境技術課 >

指摘事項は、特になし。

第 5 意見・要望事項

指摘した事項については、その内容を十分検討し、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努め、令和 5 年 12 月 25 日(月)までに指摘事項に対する改善の報告をされたい。

なお、契約締結の際には契約書への記載内容について不備がないか等の確認を正確に行うことに努められたい。

また、地方自治体における公金の支出について、インターネットバンキングの活用や e-TAX、eLTAX を通じた電子納付の利用により、支払事務の負担が軽減されることが期待される場所である。組合では、現在一般会計の支払いについては、令和 4 年 12 月からインターネットバンキングの利用を開始しており、すでに取り組んでいることについては評価できるが、一方で、歳入歳出外現金においては、契約保証金の還付、組合職員の源泉徴収税・市町村民税特別徴収分の納付に紙の納付書を使用しており、効率的といえない。今後インターネットバンキングのさらなる利用と e-TAX、eLTAX の導入に向けて検討いただきたい。